

| | |
|---|---------------|
| 資料提供（説明付き）令和４年１１月２１日（月） | |
| 場所 津市政記者室 | |
| 事務担当課 | |
| 所 属 | 職・氏 名 |
| 【予算以外に関すること】 総務部 総務課 (電話０５９－２２９－３２７５) | 総務課長 清水 貴伸 |
| 【予算に関すること】 政策財務部 財政課 (電話０５９－２２９－３１２４) | 財政課長 長脇 弘幸 |

令和４年第４回津市議会定例会提出予定議案について

別紙のとおり

令和4年第4回 津市議会定例会提出予定議案 《 議 案 一 覧 》

【承 認】

○承認第10号 専決処分の承認について

《政策財務部》

令和4年度津市一般会計補正予算（第9号）（令和4年10月5日専決処分）

- ・補正額 15,561千円
- ・補正後の予算額 120,032,008千円

○承認第11号 専決処分の承認について

《政策財務部》

令和4年度津市一般会計補正予算（第10号）（令和4年10月24日専決処分）

- ・補正額 113,826千円
- ・補正後の予算額 120,145,834千円

【報 告】

○報告第29号 専決処分の報告について

《農林水産部》

- ・損害賠償の額の決定について（令和4年9月21日専決処分）

水路敷除草作業に伴う事故によるもの

損害賠償の額 81,972円

○報告第30号 専決処分の報告について

《教育委員会》

- ・損害賠償の額の決定について（令和4年10月11日専決処分）

施設敷地除草作業に伴う事故によるもの

損害賠償の額 615,000円

○報告第31号 専決処分の報告について

《建設部》

- ・損害賠償の額の決定について（令和4年10月11日専決処分）

市道除草作業に伴う事故によるもの

損害賠償の額 264,623円

○報告第32号 専決処分の報告について

《久居総合支所》

- ・損害賠償の額の決定について（令和4年10月31日専決処分）

交通事故によるもの

損害賠償の額 610,083円

○報告第33号 専決処分の報告について

《消防本部》

- ・損害賠償の額の決定について（令和4年11月11日専決処分）

交通事故によるもの

損害賠償の額 196,900円

○報告第34号 専決処分の報告について

《消防本部》

- ・損害賠償の額の決定について（令和4年11月15日専決処分）

消防設備の管理の瑕疵によるもの

損害賠償の額 460,000円

○報告第35号 専決処分の報告について

《建設部》

- ・工事請負契約の一部の変更について（令和4年9月21日専決処分）

令和3年度建整橋維補継第1号 津興橋大規模更新事業旧橋（下部工）撤去等工事

契約金額 変更前 413,358,000円

変更後 412,398,800円

【議案】

○議案第107号 津市職員の給与に関する条例及び津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部の改正について《総務部》

人事院勧告の趣旨を尊重し、当該勧告に伴い給与改定を行う。

- ・津市職員の給与に関する条例の一部改正
 - ・給料表の改定（公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用）
 - 行政職給料表 平均0.3%の引上げ
 - 教育職給料表（一） 平均0.3%の引上げ
 - 教育職給料表（二） 平均0.3%の引上げ
 - ・勤勉手当の支給率の改定（令和4年12月支給分の支給率は公布の日から施行。令和5年度以降の支給率は令和5年4月1日から施行）

再任用職員以外の職員

| 区 分 | 現 行 | 改正後 | |
|------------------------|----------|--------------------|----------|
| | | 令和4年度 | 令和5年度以降 |
| 6月に支給する場合 | 100分の95 | 100分の95 (改定なし) | 100分の100 |
| 特定幹部職員 | 100分の115 | 100分の115 (改定なし) | 100分の120 |
| 12月に支給する場合 | 100分の95 | 100分の105 | 100分の100 |
| 特定幹部職員 | 100分の115 | 100分の125 | 100分の120 |
| 計 | 100分の190 | 100分の200 | 100分の200 |
| 特定幹部職員 | 100分の230 | 100分の240 | 100分の240 |
| (参考) 期末手当及び 勤勉手当の合計 | 100分の430 | 100分の440 | 100分の440 |
| 特定幹部職員 | 100分の430 | 100分の440 | 100分の440 |

再任用職員

| 区 分 | 現 行 | 改正後 | |
|------------------------|----------|-------------------|-----------|
| | | 令和4年度 | 令和5年度以降 |
| 6月に支給する場合 | 100分の45 | 100分の45 (改定なし) | 100分の47.5 |
| 特定幹部職員 | 100分の55 | 100分の55 (改定なし) | 100分の57.5 |
| 12月に支給する場合 | 100分の45 | 100分の50 | 100分の47.5 |
| 特定幹部職員 | 100分の55 | 100分の60 | 100分の57.5 |
| 計 | 100分の90 | 100分の95 | 100分の95 |
| 特定幹部職員 | 100分の110 | 100分の115 | 100分の115 |
| (参考) 期末手当及び 勤勉手当の合計 | 100分の225 | 100分の230 | 100分の230 |
| 特定幹部職員 | 100分の225 | 100分の230 | 100分の230 |

※ 令和5年4月1日以降、再任用職員は定年前再任用短時間勤務職員となる予定

- ・津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正
 - ・給料表の改定（公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用）

 特定任期付職員給料表 1号給1,000円の引上げ
 - ・特定任期付職員の期末手当の支給率の改定（令和4年12月支給分の支給率は公布の日から施行。令和5年度以降の支給率は令和5年4月1日から施行）

| 区 分 | 現 行 | 改正後 | |
|------------|------------|----------------------|----------|
| | | 令和4年度 | 令和5年度以降 |
| 6月に支給する場合 | 100分の162.5 | 100分の162.5 (改定なし) | 100分の165 |
| 12月に支給する場合 | 100分の162.5 | 100分の167.5 | 100分の165 |
| 計 | 100分の325 | 100分の330 | 100分の330 |

○議案第108号 津市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部の改正について《総務部》

人事院勧告に伴う一般職の勤勉手当の支給率の改定に連動した改正を行う。

- ・ 期末手当の支給率の改定（令和4年12月支給分の支給率は公布の日から施行。令和5年度以降の支給率は令和5年4月1日から施行）

| 区 分 | 現 行 | 改正後 | |
|------------|----------|--------------------|----------|
| | | 令和4年度 | 令和5年度以降 |
| 6月に支給する場合 | 100分の195 | 100分の195 (改定なし) | 100分の200 |
| 12月に支給する場合 | 100分の195 | 100分の205 | 100分の200 |
| 計 | 100分の390 | 100分の400 | 100分の400 |

○議案第109号 津市常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例の一部の改正について《総務部》

人事院勧告に伴う一般職の勤勉手当の支給率の改定に連動した改正を行う。

- ・ 期末手当の支給率の改定（令和4年12月支給分の支給率は公布の日から施行。令和5年度以降の支給率は令和5年4月1日から施行）

| 区 分 | 現 行 | 改正後 | |
|------------|----------|--------------------|----------|
| | | 令和4年度 | 令和5年度以降 |
| 6月に支給する場合 | 100分の215 | 100分の215 (改定なし) | 100分の220 |
| 12月に支給する場合 | 100分の215 | 100分の225 | 100分の220 |
| 計 | 100分の430 | 100分の440 | 100分の440 |

○議案第 110号 津市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部の改正について《総務部》

人事院勧告に伴う一般職の勤勉手当の支給率の改定に連動した改正を行う。

- ・ 期末手当の支給率の改定（令和4年12月支給分の支給率は公布の日から施行。令和5年度以降の支給率は令和5年4月1日から施行）

| 区 分 | 現 行 | 改正後 | |
|------------|----------|--------------------|----------|
| | | 令和4年度 | 令和5年度以降 |
| 6月に支給する場合 | 100分の215 | 100分の215 (改定なし) | 100分の220 |
| 12月に支給する場合 | 100分の215 | 100分の225 | 100分の220 |
| 計 | 100分の430 | 100分の440 | 100分の440 |

○議案第 111号 津市教育委員会教育長等の給与及び旅費等に関する条例の一部の改正について《総務部》

人事院勧告に伴う一般職の勤勉手当の支給率の改定に連動した改正を行う。

- ・ 期末手当の支給率の改定（令和4年12月支給分の支給率は公布の日から施行。令和5年度以降の支給率は令和5年4月1日から施行）

| 区 分 | 現 行 | 改正後 | |
|------------|----------|--------------------|----------|
| | | 令和4年度 | 令和5年度以降 |
| 6月に支給する場合 | 100分の215 | 100分の215 (改定なし) | 100分の220 |
| 12月に支給する場合 | 100分の215 | 100分の225 | 100分の220 |
| 計 | 100分の430 | 100分の440 | 100分の440 |

○議案第 112号 令和4年度津市一般会計補正予算（第11号）

《政策財務部》

- ・ 補 正 額 573,036千円
- ・ 補正後の予算額 120,718,870千円

○議案第 1 1 3 号 令和 4 年度津市国民健康保険事業特別会計補正予算

(第 2 号) 《健康福祉部》

(事業勘定)

- | | |
|----------|----------------------|
| ・補正額 | 3, 5 0 0 千円 |
| ・補正後の予算額 | 2 6, 8 6 7, 6 9 5 千円 |

○議案第 1 1 4 号 津市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について (公布の日から施行) 《総務部》

情報通信技術を活用した行政の推進について、情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって市民生活の向上に寄与するため必要な事項を定める。

- ・電子情報処理組織による申請等及び処分通知等について定める。
- ・電磁的記録による縦覧等及び作成等について定める。
- ・その他必要な事項について定める。
- ・関係条例の整理

津市行政手続条例の一部改正

○議案第 1 1 5 号 津市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について (令和 5 年 4 月 1 日から施行) 《総務部》

個人情報の保護に関する法律が改正され、これまで地方公共団体が条例を定めて運用していた個人情報保護制度についても、令和 5 年 4 月 1 日から同法が適用されることから、同法の施行に係る手続等に関し必要な事項を定める。

- ・開示請求に係る手数料等について定める。
- ・開示決定等の期限及び期限の特例について定める。
- ・その他必要な事項について定める。
- ・関係条例の整理
 - ・津市個人情報保護条例の廃止
 - ・津市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正

○議案第 1 1 6 号 津市情報公開条例の一部の改正について

(令和 5 年 4 月 1 日から施行) 《総務部》

個人情報の保護に関する法律が改正され、これまで地方公共団体が条例を定めて運用していた個人情報保護制度に対して令和 5 年 4 月 1 日から同法が適用されることから、本市における情報公開制度についても、同法の適用後の個人情報保護制度との運用上の整合を図るため所要の改正を行う。

- ・公文書の開示義務に係る規定の改正
- ・開示決定等の期限及び期限の特例に係る規定の改正
- ・財産区の情報公開に係る規定の追加
- ・その他所要の改正

○議案第 1 1 7 号 津市職員の定年等に関する条例等の一部の改正等について (令和 5 年 4 月 1 日から施行) 《総務部》

地方公務員法が改正され、職員の定年を引き上げるとともに、管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制を導入するほか、60歳を超える職員の給与に関する特例を設けることなどから、関係条例を改正し、津市職員の再任用に関する条例を廃止する。

- ・津市職員の定年等に関する条例の一部改正

- ・定年に関する規定の改正

職員の定年を令和 5 年度から 2 年ごとに 1 歳ずつ段階的に引き上げ、令和 1 3 年度以後は 6 5 歳とする。

- ・管理監督職勤務上限年齢及び降任等に関する規定の追加

- ・管理監督職を占める職員について、原則 6 0 歳（管理監督職勤務上限年齢）に達した日後の最初の 4 月 1 日までに非管理監督職への降任を行う。
- ・公務の運営に著しい支障が生じる場合は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員を、引き続き管理監督職として勤務させることができる。

- ・定年前再任用短時間勤務職員の任用に係る規定の追加

6 0 歳に達した日以後に退職した職員を定年退職日相当日までの間、短時間勤務の職に採用することができる。

- ・情報の提供及び勤務の意思の確認に係る規定の追加

任命権者は、職員が 6 0 歳に達する年度の前年度に、6 0 歳に達する日以後の任用、給与等に関する情報を提供するとともに、6 0 歳に達した日後の最初の 4 月 1 日以後の勤務の意思を確認するよう努める。

- ・ 津市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正
 条文の整理を行う。
- ・ 津市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正
 減給の効果について、減給の算定基礎額を発令時の給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とし、処分の適用される期間中に定年引上げにより給料月額が7割水準に減額となった場合には、当該給料月額及びこれに対する地域手当の合計額の10分の1に相当する額を減ずる。
- ・ 津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正
 条文の整理を行う。
- ・ 津市職員の育児休業等に関する条例の一部改正
 育児休業及び育児短時間勤務をすることができない職員に、管理監督職勤務上限年齢による降任等の特例により、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に管理監督職を占める職員を加える。
- ・ 津市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正
 派遣することができない職員に、管理監督職勤務上限年齢による降任等の特例により、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に管理監督職を占める職員を加える。
- ・ 津市職員の給与に関する条例の一部改正
 当分の間、職員の給料月額は、60歳に達した日後の最初の4月1日以後、給料表の号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額とする。
- ・ 津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正
 条文の整理を行う。
- ・ 津市職員の再任用に関する条例の廃止
- ・ 情報の提供及び勤務の意思の確認に係る準備行為を規定(公布の日から施行)
- ・ その他所要の改正

○議案第 1 1 8 号 津市職員定数条例の一部の改正について

(令和 5 年 4 月 1 日から施行) 《総務部》

職員の定年引上げに伴い、段階的に定数外の再任用短時間勤務職員が正規職員に置き換わっていくことに加え、将来の職員構成も勘案した継続的な職員の新規採用や今後の行政需要に対応できる体制の確保など、効率的かつ実効性のある業務執行体制の下、定員管理の適正化を図るため職員の定数の総数を 2, 7 5 0 人とし、各機関別の職員定数の改正を行う。

| | |
|-------------------|-------------------------|
| 職員の定数の総数 | 2, 5 0 0 人 → 2, 7 5 0 人 |
| 市長の補助機関である職員 | |
| 市長の事務部局の職員 | 1, 5 8 1 人 → 1, 7 5 2 人 |
| 上下水道事業管理者の事務部局の職員 | 1 4 9 人 → 1 6 4 人 |
| 消防職員 | 3 4 5 人 → 3 6 5 人 |
| 短期大学の職員 | 4 2 人 → 4 3 人 |
| 議会の事務部局の職員 | 1 4 人 → 1 5 人 |
| 教育委員会の事務部局等の職員 | 3 5 1 人 → 3 9 0 人 |
| 選挙管理委員会の事務部局の職員 | 4 人 → 5 人 |
| 監査委員の事務部局の職員 | 7 人 → 8 人 |
| 農業委員会の事務部局の職員 | 7 人 → 8 人 |

○議案第 1 1 9 号 津市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部の改正について (公布の日から施行) 《総務部》

収賄罪により、本市職員が逮捕・起訴されたことに対する市長の責任として、令和 5 年 1 月 1 日から同年 2 月 2 8 日までの間における市長に対する給料月額を支給に当たっては、市長の給料月額から当該額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する額を減じて得た額とする給料月額の支給に関する特例を定める。

○議案第 1 2 0 号 津市手数料徴収条例の一部の改正について

(公布の日から施行) 《都市計画部》

都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則等が改正され、低炭素建築物新築等計画及び建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請における申請の単位が変更されたことなどから所要の改正を行う。

- ・都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく事務に係る手数料の改正
- ・建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく事務に係る手数料の改正
- ・その他所要の改正

○議案第 1 2 1 号 津市公契約条例の一部の改正について

(令和 5 年 4 月 1 日から施行) 《総務部》

本市の公共事業に従事する労働者の適正な労働環境の確保を目的として、労働報酬下限額等を定めるため所要の改正を行う。

- ・公契約及び労働者に係る定義の改正
- ・労働報酬下限額に係る規定の追加
- ・その他所要の改正

○議案第 1 2 2 号 津市とことめの里一志の設置及び管理に関する条例の一部の改正について (令和 5 年 4 月 1 日から施行) 《一志総合支所》

津市とことめの里一志に設置している一志温泉のパターゴルフ場は使用者の減少が著しいことから、同施設を令和 5 年 3 月 3 1 日をもって廃止するため所要の改正を行う。

- ・パターゴルフ場及びパターゴルフ用具 (パター・ボール) の使用料に係る規定の削除
- ・その他所要の改正

○議案第 1 2 3 号 津市都市公園条例の一部の改正について

(令和 5 年 4 月 1 日から施行) 《建設部》

都市公園法に基づく公募設置管理制度 (P a r k - P F I) を活用した中勢グリーンパーク官民連携事業において整備する中勢グリーンパークの有料公園施設について、使用に係る料金の上限額を定めるため所要の改正を行う。

- ・有料公園施設の使用に係る料金に関する規定の追加
- ・有料公園施設の使用に係る料金の上限額の設定
- ・有料公園施設の使用に係る手続を規定 (公布の日から施行)
- ・その他所要の改正

○議案第 1 2 4 号 津市水道事業給水条例の一部の改正について

(公布の日から施行) 《上下水道管理局》

水道の再開栓について、申込者からの再開栓の申込み後、速やかに水道の使用を開始できるよう再開栓手数料の徴収時期を変更するため所要の改正を行う。

- ・手数料に係る規定の改正
- ・その他所要の改正

○議案第 1 2 5 号 津市水道事業給水条例等の一部の改正について

(令和 5 年 4 月 1 日から施行) 《上下水道管理局》

水道及び工業用水道に係るメーターの検針及び料金徴収の時期並びに農業集落排水処理施設、公共下水道、市営浄化槽及び共同汚水処理施設に係る使用料の徴収を隔月に統一するため所要の改正を行う。

- ・津市水道事業給水条例の一部改正
 - 料金の算定及び徴収方法に係る規定の改正
- ・津市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正
 - 使用料の徴収に係る規定の改正
- ・津市公共下水道条例の一部改正
 - 使用料の徴収及び算定に係る規定の改正
- ・津市工業用水道事業給水条例の一部改正
 - 超過使用水量の算定等及び料金の徴収方法に係る規定の改正
- ・津市営浄化槽条例の一部改正
 - 使用料の徴収等に係る規定の改正
- ・津市共同汚水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正
 - 使用料の徴収に係る規定の改正
- ・その他所要の改正

○議案第 1 2 6 号 津市立教育研究所設置条例の一部の改正について

(令和 5 年 4 月 1 日から施行) 《教育委員会》

津市立教育研究所を移転するため位置の改正を行う。

津市乙部 2 1 1 0 番地 → 津市西丸之内 3 7 番 8 号

○議案第 1 2 7 号 津市立学校設置条例の一部の改正について

(令和 5 年 4 月 1 日から施行) 《教育委員会》

園児数の減少に伴い、現在休園中の津市立育生幼稚園を令和 5 年 3 月 3 1 日をもって廃止する。

**○議案第 1 2 8 号 津市公民館の設置及び管理に関する条例の一部の改正
について**（令和 5 年 4 月 1 日から施行）《教育委員会》

河芸地域の公共施設の再編に当たり、津市河芸公民館、津市豊津公民館及び津市黒田公民館の機能を合わせた新たな地域の拠点となる公民館として津市河芸公民館を整備するため所要の改正を行う。

- ・津市豊津公民館及び津市黒田公民館を令和 5 年 3 月 3 1 日をもって廃止
- ・津市河芸公民館の施設に係る改正
 - ・第 3 研修室、多目的室及び中会議室を令和 5 年 3 月 3 1 日をもって廃止
 - ・第 1 小会議室及び第 2 小会議室の使用料の設定
- ・第 1 小会議室及び第 2 小会議室の使用に係る手続を規定（令和 5 年 1 月 1 日から施行）

○議案第 1 2 9 号 中勢グリーンパークの指定管理者の指定について
《建設部》

- ・施設の名称及び所在地
中勢グリーンパーク 津市あのみつ台五丁目 7 5 7 番地 1
- ・指定管理者 三幸株式会社
- ・指定の期間 令和 5 年 4 月 1 日から令和 1 5 年 3 月 3 1 日まで

○議案第 1 3 0 号 三重県市町総合事務組合同規約の一部の変更に関する協議について《総務部》

三重県市町総合事務組合における物品及び業務委託に係る入札参加資格申請の受付及び審査の共同化に関する事務について、令和 5 年 4 月 1 日から共同処理する市町に伊勢市及び松阪市を加えることから三重県市町総合事務組合同規約を変更することを協議する。

○議案第 1 3 1 号 市道路線の廃止について
《建設部》

- ・妙法寺 1 3 号線
公共の用に供さないため廃止する既存路線

○議案第132号 市道路線の認定について

《建設部》

- ・一身田平野第11号線ほか41路線
開発行為による帰属路線

○議案第133号 令和4年度津市一般会計補正予算（第12号）

《政策財務部》

- ・補正額 448,421千円
- ・補正後の予算額 121,167,291千円

○議案第134号 令和4年度津市国民健康保険事業特別会計補正予算
（第3号）《健康福祉部》

（事業勘定）

- ・補正額 △15,684千円
- ・補正後の予算額 26,852,011千円

（直営診療施設勘定）

- ・補正額 13千円
- ・補正後の予算額 64,251千円

○議案第135号 令和4年度津市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）《健康福祉部》

- ・補正額 427千円
- ・補正後の予算額 30,163,607千円

○議案第136号 令和4年度津市後期高齢者医療事業特別会計補正予算
（第2号）《健康福祉部》

- ・補正額 △4,134千円
- ・補正後の予算額 7,228,918千円

○議案第137号 令和4年度津市営浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）《上下水道管理局》

- ・補正額 △1,715千円
- ・補正後の予算額 482,624千円

○議案第138号 令和4年度津市共同污水处理施設事業特別会計補正予算（第2号）《上下水道管理局》

| | |
|----------|------------|
| ・補正額 | 4, 110千円 |
| ・補正後の予算額 | 176, 943千円 |

○議案第139号 令和4年度津市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）《上下水道管理局》

| | |
|----------|------------|
| ・補正額 | 15, 581千円 |
| ・補正後の予算額 | 599, 518千円 |

○議案第140号 令和4年度津市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）《都市計画部》

| | |
|----------|------------|
| ・補正額 | △13, 584千円 |
| ・補正後の予算額 | 213, 424千円 |

○議案第141号 令和4年度津市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）《建設部》

| | |
|----------|-----------|
| ・補正額 | 16, 523千円 |
| ・補正後の予算額 | 45, 383千円 |

○議案第142号 令和4年度津市水道事業会計補正予算（第1号）
《上下水道管理局》

| | |
|------------|---------------|
| ・収益的収入及び支出 | |
| 収 入 | |
| 補正額 | 2, 279千円 |
| 補正後の予算額 | 9, 422, 853千円 |
| 支 出 | |
| 補正額 | 6, 867千円 |
| 補正後の予算額 | 8, 191, 744千円 |
| ・資本的収入及び支出 | |
| 支 出 | |
| 補正額 | △1, 226千円 |
| 補正後の予算額 | 6, 091, 733千円 |

○議案第143号 令和4年度津市工業用水道事業会計補正予算（第1号）

《上下水道管理局》

・収益的収入及び支出

支 出

補 正 額 2,091千円

補正後の予算額 22,891千円

・資本的支出

支 出

補 正 額 △500千円

補正後の予算額 0千円

○議案第144号 令和4年度津市下水道事業会計補正予算（第1号）

《上下水道管理局》

・収益的収入及び支出

収 入

補 正 額 △9,491千円

補正後の予算額 10,793,312千円

支 出

補 正 額 27,225千円

補正後の予算額 9,719,572千円

・資本的収入及び支出

収 入

補 正 額 12千円

補正後の予算額 6,719,879千円

支 出

補 正 額 5,554千円

補正後の予算額 9,826,458千円

○議案第145号 令和4年度津市モーターボート競走事業会計補正予算

(第1号) 《ボートレース事業部》

・業務の予定量

年間舟券発売金

補正予定量 6,310,192千円

補正後の予定量 58,707,792千円

1日平均舟券発売金

補正予定量 35,056千円

補正後の予定量 326,154千円

・収益的収入及び支出

収入

補正額 6,310,290千円

補正後の予算額 60,740,980千円

支出

補正額 5,488,655千円

補正後の予算額 56,750,332千円

・資本的収入及び支出

収入

補正額 △867,246千円

補正後の予算額 550,865千円

支出

補正額 △867,232千円

補正後の予算額 888,795千円

(追加予定)

○津市教育委員会委員の選任につき同意を得るについて(1件)